

平成 22 年 (行サ) 第 112 号裁決取消請求事件



上告人 比 留 間 哲 生 他 3 名

被上告人 国 同代表者 法務大臣 千 葉 景 子

上 告 理 由 書

平成 22 年 8 月 26 日

最高裁判所 御中

上告人 比 留 間 哲 生



〒247-0022 神奈川県横浜市栄区庄戸三丁目 25 番 7 号

電 話 045-894-0052

F A X 045-894-0052

上告人 長 谷 川 誠



〒247-0035 神奈川県横浜市栄区桂台西二丁目 16 番 25 号

電 話 045-893-4877

F A X 045-893-4836

上告人 柴 田 哲 夫



〒247-0014 神奈川県横浜市栄区公田町 774-5-28-4

電 話 045-892-9113

F A X 045-892-9113

上告人 永 田 親 義



〒247-0022 神奈川県横浜市栄区庄戸三丁目 1 3 番 2 3 号

電 話 045-894-5336

F A X 045-894-5336

被上告人 国

上告理由

上告の理由は民事訴訟法第312条2項6号による。以下に理由を述べる。

1. 原判決（二審判決）は法第312条2項6号「判決に理由を付せず」に該当し、違法である。

一審判決は国交省関東地方整備局事業評価監視委員会（以下当該委員会という）は、法的根拠に基づき設置されたものではなく、関東地方整備局長がその権限行使をする上で参考とする目的で法令の規定に基づかずに設けたものであり、従って本件決定は、せいぜい行政機関の意見形成における間接的な行為にとどまるものであって、直接国民の権利義務を形成し、又はその範囲を確定することが法律上認められているものとはいえないことが明らかである、として原告らの訴えを却下した。

これに対して控訴人らは控訴理由書で、当該委員会は平成14年4月施行の「行政機関が行う政策の評価に関する法律」に基づき設置されたものであることを、法的根拠を提示して詳細に説明した。その上で一審判決は上記法律の存在不知による明らかな誤審であり、訴状で請求した件について一審の却下判決は取り消されるべきであると主張した。

しかるに原判決は以下の如く姑息且つ不誠実な手法、すなわち「一審判決2頁22行目から3頁10行目までを以下のとおり改める」として、この部分を削除して代わりに8行にわたる文言で置き換えたのである（甲第1号証）。その際原判決は甲第1号証に見られるように当該委員会は法的根拠に基づき設置されたものではないとする一審判決中の文言（下線部分）をすっぱり消し去ったのである。

これは一審判決の誤りを認めたことを示すものであるが、このような形での間違いの訂正を上告人らは未だかつて見たことがない。一般社会にあっては、間違いを冒したときは、この点が間違っていたと認めたとうえで、間違い箇所を削除するなり改めるなどの形で訂正するのがルールであり、それが互いの信頼関係の基礎をなし

ているのである。原判決は一切の説明のないまま一審判決の間違い部分を削除して別の文言を挿入しており、このような説明抜きの判決は法第312条2項6号に違反することは明らかである。

さらに、このような理由を付さない訂正は上告人ら以外の第三者にとっては一体何のための訂正か皆目わからないのであって、これは作為による緘晦といわれても反論できないであろう。原判決のこのようなやり方は、一つには身内の裁判官を庇うため、二つには裁判官が法律の存在を知らなかったという、あってはならない事実を裁判記録に残さないためとしか考えられないが、厳正公正な裁判を行うべき義務を負う裁判官がこのような行為をして良心の呵責に耐えうるのか問いたいのである。要するに一審判決の間違いとその訂正について一切の説明のないまま判決を下したのは法第312条2項6号の「判決に理由を付せず」に該当することは明らかであり、このことについて最高裁の厳しい審議を求めるものである。

つぎに原判決は「当裁判所も、控訴人らの本件訴えはいずれも不適法で、その不備を補正することができないものと判断する。その理由は、次のとおり訂正、付加するほか、原判決(一審判決)の「事実及び理由」2及び3記載のとおりであるから、これを引用する」として一審判決の間違い部分(上述)を削除し、代わりに別の文言を追加した。この判決を見て余りの身勝手さと自己矛盾そのものの主張に上告人らは吃驚仰天し、本当にこれが裁判所の判決文なのかと呆れて暫し言葉もなかった。というのは、原判決が一審判決の2頁22行目から3頁10行目までを削除したのは、この部分が裁判官の法律の存在不知による誤審であることを認めたからである。実際、裁判官が法律の存在を知らないまま判決を下すことは決してあってはならないことであり、これは明らかに違法であり不適法である。しかもこれはその不備を補正できないが故に削除したはずである。つまり、不適法で補正することができないのは原告らの主張ではなく一審判決なのである。しかるに原判決は一審判決の間違いの不適法且つ補正不能を控訴人らに転嫁しており、これはまさに天に唾するものである。

さらに原判決の自己矛盾と非論理性は目に余るものがある。それは、控訴人らの

訴えが不適法で不備を補正できない理由が一審判決の「事実と理由」2及び3に書かれているとしていることである。ここで引用している2の記述は一審の裁判官が法律の存在を知らない中で下した判決文そのものであり、控訴審ではそのことを認めて原判決で当該部分を削除したのである。このように自らその間違いを認めて削除したものがなぜ控訴人らの訴えを不適法でその不備を補正できないと断定する根拠になるのか、その杜撰な論理と厚顔さには呆れて言うべき言葉を知らない。わが国の裁判の信頼性を失うこのような判決を厳しくチェックし訂正することは最高裁の不可避の義務と上告人らは信じており、厳正な対応を強く求めるものである。

2. 原判決は法第312条2項6号「判決の理由に食違ひがある場合」に該当し、違法である。

理由1で述べたように、一審判決は、当該委員会は法的根拠に基づき設置されたものでないだけでなく、法令上の権限も有せず、このような委員会に対して再評価に関する審議をやり直すようにという要求は不適法であるとして訴えを却下した。しかしこの判決は前述の如く裁判官が法律の存在を知らないままなされたものであり、法に基づき行われるべき裁判の基本原則に反するもので違法且つ無効である。

さらに、原判決は一審判決が法律の存在を知らないまま判決を下した事実を知り乍ら、そのことを一切説明しないまま控訴人らの訴えを棄却した。その際、当該委員会は法的根拠に基づき設置されたものでないという一審判決の却下の理由とは別の、同委員会は法的根拠に基づき設置されたものであるが、法的権限を有しない組織であることを理由に挙げ、このような委員会に再審議を求めるのは不適法とした。しかしこれが棄却の理由にならないことは明らかである。それは控訴人らの請求の趣旨は訴状にあるように、横浜環状南線の事業継続の決定を取り消し、改めて厳正な審議をするように求めている相手は当該委員会ではなく、被控訴人である国(法務大臣)だからである。

控訴理由書で述べたように、控訴人らは当該委員会が法的権限を有しないことは十分に承知しており、従って再審議の要求は当該委員会に対してではなく、法的権

限を有する国を被告としてこれを相手に行っているのである。控訴人らが求めたのは、裁判所に本件を訴えた場合、訴状など関連書類が被告である国(法務大臣)に送付され、それが直ちに国土交通大臣へ送られて下部組織であり、且つ行政処分の権限を有する関東地方整備局長に命じて事業評価監視委員会に再審議させるための準備をして裁判所からの命令を待つべきだということである。

しかるに一審および二審ともに口頭弁論を一切開かないまま却下及び棄却することによって、原告らや控訴人らが国(法務大臣)との議論に参加する機会を一切閉ざしたのである。これは訴状の「請求の趣旨」にある被告国と当該委員会を取り違えたために判決の理由に食違いが生じたものであり、明らかに法第 312 条 2 項 6 号の「判決の理由に食違がある」に該当し、違法である。

3. 憲法違反に関する控訴人らの主張に対して原判決がなんら理由を付せず棄却したのは法第 312 条 2 項 6 号に該当し、違法である。

一審が当該委員会は法的根拠に基づき設置されたものではないという間違っただ判断のもとに口頭弁論を一回も開くことなく訴えを却下したのは憲法第 32 条に保障された厳正公正で誤りのない裁判を受ける権利を奪ったものであり、控訴審が一審判決のこの誤りを正すことを強く求めた。これに対して原判決は民事訴訟法第 140 条に「訴えが不適法でその不備を補正することができないときは、裁判所は、口頭弁論を経ないで、判決で、訴えを却下することが出来る」とあり、一審判決がこれに基づき却下判決をしたことが、憲法第 32 条が保障する裁判を受ける権利を侵害するものでないことは明らかであるとした。

しかし、これは単に民事訴訟法第 140 条の文言をそのまま書き写しただけであり、なぜ訴えが不適法でその不備を補正することができないかについての理由は一切述べられておらず、これは問答無用以外の何ものでもない。しかも理由 2 で述べたように、不適法で補正できないのは一審判決が冒した法律の不知による誤審であって、控訴人らの訴えではないのである。

裁判の厳正公正とは、提訴した国民にとって重大な結果を齎す判決を下すに当た

っては、その理由を論理的に納得できるように説明することが極めて重要であり、そのために法律によって法第312条2項6号が定められているのである。原判決のように理由を付さないまま第140条という法律の条文を書き写すだけで棄却するのは不誠実なばかりでなく、一つの法律によって他の法律を否定するに等しく、法の精神に大きく反するものである。これは法第312条2項6号に言う「判決に理由を付せず」に該当し、同法への重大な違反である。

4. 一審判決中の行政処分庁の記載について原判決が責任を控訴人らに転嫁したのは法第312条2項6号に該当し、これに違反する。

一審判決は、当該委員会は法令上の規定に基づき設置されたものでないだけでなく、法的処分の権限もないと断定した。その一方で、判決文の中で法的処分の権限を有する行政処分庁として被告国と並べて記載しており、一体なぜこのような表示をわざわざ追加したのか全く理解できないだけでなく、これは論理的に矛盾し極めて不可解であるとして求釈明した。

これに対して原判決は「一審判決が関東地方整備局事業評価監視委員会を処分行政庁と表示したのは、控訴人らの主張、請求の構成に基づいて記載したものに過ぎず、同記載が論理的に矛盾するとの控訴人らの主張は当たらない」と答えている。これは驚きを超えて呆れた主張であり、平然とこのようなことが言える倣岸さには空恐ろしさすら覚える。原判決は控訴人らの主張に基づくとしているが、上告人らは一審の訴状、二審の控訴理由書を通じてそのような主張をしたことは一切なく、当該委員会を処分行政庁と表示したことなどもちろんないだけでなく、そのように考えたり、認識したりしたことなど全くない。そもそも当該委員会ごとき形式のものを、役所を意味する行政処分庁と呼ぶような発想は上告人らには全くないが、原判決はそのように表示することに何の矛盾も感じなかったのだろうか、お聞きしたいところである。繰り返すが、委員会と庁は全く別物と考えるのが国民一般の常識である。

それはさておき、上告人らは当該委員会については法律や国交省の要領などを精

査して、これは法律に基づき設置されたものであるが、行政処分を行う法的権限を有しない組織であると認定し、本件訴訟を通じてすべてこの立場から立論し議論してきた。原判決は控訴人らの請求の構成に基づいて処分行政庁と表示したとしているが、訴状をよく見る限りこのような主張は出来ないはずである。というのは、訴状の請求の趣旨は「被告は、原告らの求めに応じて国土交通省事業評価監視委員会による横浜環状南線の事業継続の決定を取り消し、改めて厳正公正な審議をせよ」となっていて、事業継続決定の取り消しと再審議を求めているのは被告国に対してであり、当該委員会に対してではない。凡そ信じられないことであるが、原判決はこの事実を無視して、控訴人らが当該委員会に対して再審議を求めていると見做して上記の主張をしているのであり、これは自らの誤りを控訴人らに転嫁するものである。自らの誤りを他に転嫁するのは一般社会では最も卑劣な行為の一つとされており、裁判の判決でこのような主張が臆面もなくなされていることに驚きというよりもむしろ情けない思いすら覚える。

さらに原判決は「同記載が論理的に矛盾するとの控訴人らの主張は当たらない」と述べているが、本件の裁判官は本当にこれは論理的に矛盾しないと信じているか問いたい。当該委員会について一審判決は設置の法的根拠もなく、処分する法的権限もないとし、原判決は設置については法的根拠を認める一方処分を行う法的権限はないとしているのである。つまり当該委員会は行政処分を行う法的権限はないとはっきり認定しながら、判決文で行政処分庁として被告国と並べて表示しているのである。これは論理的に矛盾しないと原判決は主張するが、一般社会ではこのような主張は論理的に矛盾したものと誰からも相手にされないものである。

当事者にとって裁判の判決が結果の如何に拘らず納得できるものであるためにはそれが公正であることはもちろんであるが、論理的に矛盾がないものであることが必須である。その点で原判決は以上の如き非論理的な主張を平然と行うなど余りにも杜撰である。裁判に対する国民の信頼を失わないために最高裁の厳しい審議を求める。

以上述べたように、原判決は一審判決が裁判官の法律の存在不知による誤審であ

ることを認めてそれを訂正しながら、その事実を隠蔽するかの如く一切の説明なしに判決を下した。また原告らは訴状で、控訴人らは控訴理由書で、被告国に対して当該委員会の再審議を求めたにも拘らず、勝手にこれを当該委員会への要求と見做し、しかもその誤りの責任を原告や控訴人らに転嫁するという不当なやり方をした。つぎに控訴人らが憲法で保障された厳正公正で誤りのない裁判を受ける権利を侵害された旨主張したのに対して、民事訴訟法第140条の条文をそのまま書き写すだけという信じられない不誠実な判決を下した。さらに控訴人らが全く考えもせず主張もしていないこと、すなわち当該委員会を行政処分庁として判決文に自ら勝手に表記しながら、それは控訴人らの主張と請求の構成に基づいて記載したものに過ぎないと、その責任を控訴人らに転嫁するという身勝手に荒唐無稽な判決を下した。最も重要な公文書である判決文にこのようなことが平然と記載されて罷り通るとすれば国民の裁判に対する信頼が大きく失われることは間違いない。

以上の如く原判決は事実の歪曲と隠蔽のほか、自らの誤りを控訴人らに転嫁するだけでなく、論理を無視した主張をして恬然として愧じないなど裁判に求められる論理的で厳正公正な判決とは余りにも程遠いものがある。従って上告人らは最高裁が本上告理由書で上告人らが申し立てた原判決の誤りや不当な判断について厳しく検証の上控訴審へ差し戻して再審議を命ずる決定をされることを強く求めるものである。

以上

証 拠 方 法

1. 甲第1号証 一審判決と原判決の対応部分を表示したもののコピー